

中川運河再生文化芸術活動助成事業

平成30年度

# 募集要項



中川運河再生への新たな挑戦、そして創造  
～生まれ変わる運河にアートの風を！～

## 助成の趣旨

名古屋都市センターは、中川運河「にぎわいゾーン」の魅力向上を目指し、中川運河を舞台とする市民交流・創造活動につながる、アートへの助成を行います。

この助成事業は、「中川運河再生計画」(平成24年10月 名古屋市・名古屋港管理組合策定)の趣旨に賛同されたリンナイ株式会社からの寄附を活用しています。

中川運河「にぎわいゾーン」は、平成24年10月に名古屋市と名古屋港管理組合が策定した「中川運河再生計画」に位置付けられており、運河の魅力と回遊性を高めるとともに、運河の歴史や文化・芸術を楽しむ市民活動の継続的な実施を通じ、都心地域に集まる人びとが訪れたいくなるような「港と文化を感じる都心のオアシス」の形成をめざしています。

また、平成29年3月には「中川運河にぎわいゾーン にぎわい創成プロジェクト」が策定されました。

「中川運河再生計画」について、詳しくは名古屋市ホームページをご覧ください

<http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000041358.html>

「中川運河にぎわいゾーン にぎわい創成プロジェクト」については、以下のページをご覧ください。

<http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-10-11-0-0-0-0-0-0-0.html>

## 中川運河再生文化芸術活動助成事業(愛称:中川運河助成ARToC10)

この助成の愛称「中川運河助成ARToC10」は、「なかがわうんがじょせいアートックテン」と読みます。

Art(アート)の“A”、Re-(再生)の“R”、Try(挑戦)の“T”、of の“o”、Creation(創造)の“C”、そして、10年(助成期間)の“10”から生まれました。ロゴは、愛称の文字と中川運河のかたちをもとに創られています。

# 1. 助成対象について

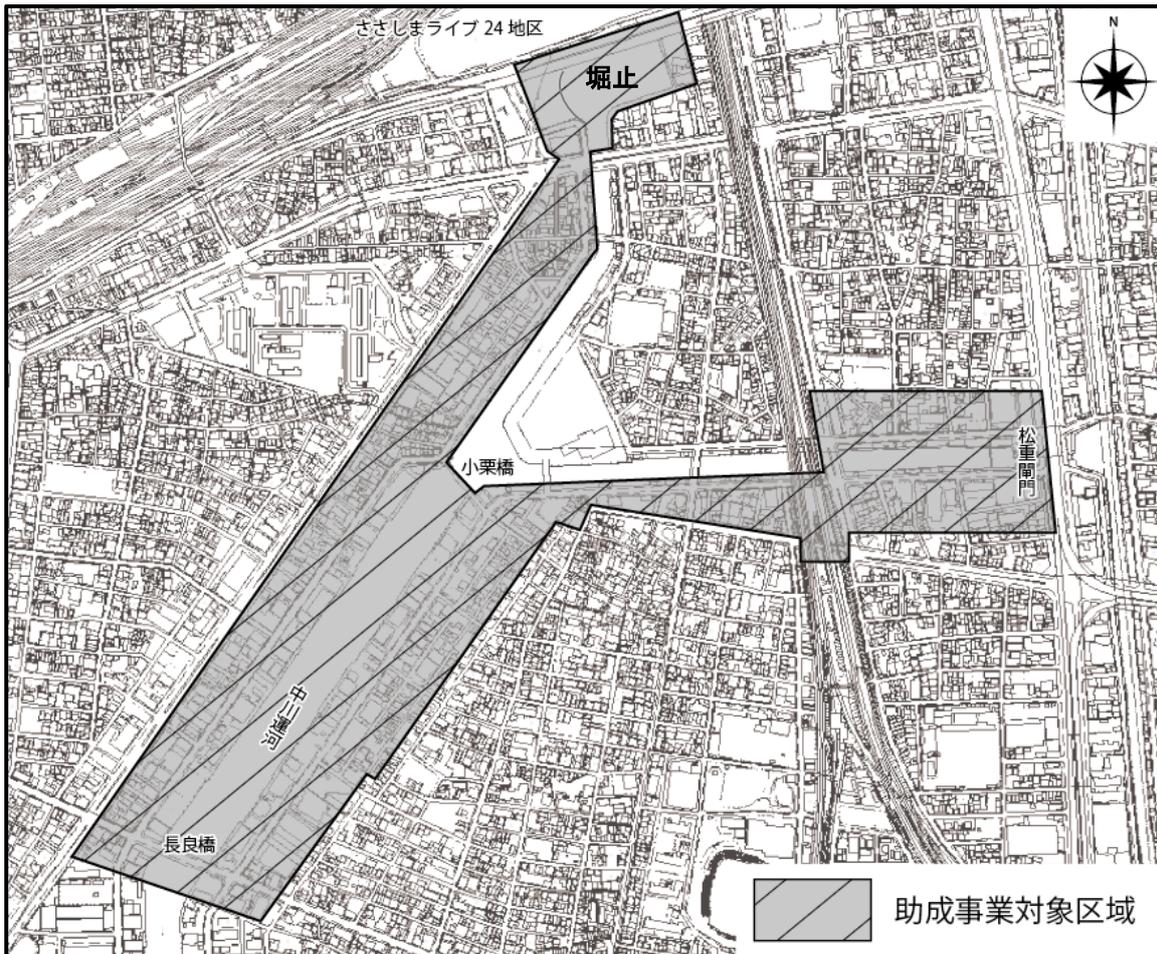
## 1 対象区域

事業を行う区域は中川運河北部周辺を対象とします。

北端は、ささしまライブ 24 地区（平成 29 年 10 月まちびらき）に隣接する堀止船だまりから、東支線の松重閘門までの区間を含み、南端は、長良橋辺りまでの運河およびその周辺です。

なお、堀止においては、水面西側の親水緑地、北側の名古屋都市高速道路下の広場、および水面を含むものとします。

対象区域内の使用できる場所（空地）等、可能な範囲で情報提供等を行います。その他ご不明な点等については、事務局までお問い合わせください。



※実施場所の使用・確保については、**使用条件・制約事項・使用料など、実施場所の管理者に確認のうえ**、申請者が利用交渉、書類の提出を行ってください。名古屋都市センターが、申請者の代わりに行う事はありません。

参考情報：「クルーズ名古屋」による現地視察のすすめ

平成 29 年 10 月より、「ささしまライブ」と「金城ふ頭」を結ぶ、「クルーズ名古屋」が就航しました。応募にあたって、対象区域を地上だけではなく、クルーズによる船上から視察していただくこともおすすめします。

運営会社・お問合せ先：東山ガーデン株式会社  
TEL 052-659-6777 HP アドレス：<http://cruise-nagoya.jp>

## 2 対象事業

助成の対象となる事業は、助成対象区域内で行うもので、中川運河「にぎわいゾーン」の魅力向上を目指し、中川運河への関心を高め地域の主体的な活動や交流にもつながる、斬新で創造的なアート（作品発表やワークショップ、イベントの開催などの活動）

※区域内で行う主たる事業と連携し事業の魅力を高めるために、対象区域周辺学区内（愛知学区・露橋学区・広見学区 ※WEB掲載参考図参照）で行う事業に限り、審査のうえ関連事業として助成の対象とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- (1) 特定の個人・団体のみが利用するものまたは利益を受けるもの
- (2) もっぱら営利を目的とするもの
- (3) 宗教、政治または選挙活動を目的とするもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 暴力団の利益となるようなもの
- (6) 地方自治法の規定による手続きによって、公の施設の指定管理者が行うとされた指定管理事業に含まれるもの

## 3 応募できる方

次に該当する方が応募できます（法人格の有無は不問です）。

- (1) 東海三県（愛知・岐阜・三重）に在住または在勤、在学する者、またはその者を構成員に含む団体
- (2) 団体にあっては会計経理が明確であること
- (3) 代表者が20歳以上であること

ただし、次のいずれかに該当する者（団体を含む）は除きます。

- (ア) 宗教、政治を目的として活動を行う者
- (イ) 暴力団または暴力団員が役員となっている団体、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
- (ウ) 行政および行政が出資する団体、法令遵守に問題の認められた団体

## 4 対象となる事業の実施期間

**平成30年4月1日から平成31年2月28日まで**

※ただし、プロジェクト部門に限り選考会で認められ、上記実施期間内において一部の事業の開催があれば、翌年度にまたがる事業も可能とします。

## 2. 部門・助成内容について

### 1 部門・助成金額

平成30年度より、50万円以内の金額で中川運河の再生と魅力向上にアートでチャレンジする部門を新設し、以下の二つの部門で募集します。

#### ●トライアル部門【助成金額 最大50万円】

上限金額50万円までの活動を「トライアル部門」として募集します。

プロ・アマ、団体・個人問わず、アートに関わる全ての人による、中川運河の「場」を活かす斬新な発想で、「にぎわいゾーン」の魅力向上を目指し、市民や地域の運河への関心を高める創造的なアートを募集します。

#### ●プロジェクト部門【助成金額 最大300万円】

上限金額300万円までの活動を「プロジェクト部門」として募集します。

「にぎわいゾーン」の魅力向上を目指し、市民や地域の中川運河の関心を高めるだけでなく、中川運河の「場」を活かす斬新な発想と実験的な取組みにより、「シビックプライド（街への誇り）」を地域に育む創造的なアートを募集します。

※助成金の額は、申請額のとおり選考されるとは限りません。

※トライアル部門については、最大6団体の選考を予定しています。

※応募は、どちらかの部門に対して、1提案のみ可能です。

### 2 助成対象経費

助成対象経費は事業に直接要する経費とし助成対象、助成対象外の例示は以下のとおりです。

	項目	内訳（例示）
助成対象	企画費	事業の企画に係る経費を、助成金額の5%以内において助成対象とします。事業費の内訳書には、助成対象者（申請者も可）を明記し、領収書は不要とすることができる。
	プロジェクト調整費	事業の調整、進行管理に係る経費を、助成金額の5%以内で助成対象とします。事業費の内訳書には、助成対象者（申請者も可）を明記し、領収書は不要とすることができる。※プロジェクト部門のみが対象となる経費です。
	制作費・材料費	作品制作に係る素材、画材等の材料費、大・小道具制作費、衣装費、舞台美術費
	会場設営・運搬費	会場設営・撤去費、作品等運搬費、道具等運搬費、会場使用料（付帯設備等含む）、会場整理・監視員に関する費用、臨時スタッフ費、照明・音響の機材レンタル費
	保険料	催事保険
	謝金	出演料、演奏料、作品制作の監修料・デザイン料、講師料
	旅費	宿泊費、交通費（ガソリン代を除く）
印刷・広告費	○無償配布するポスター・パンフレット等の印刷・作成費、印刷物等の郵送費 ○当助成事業で作成を求めている記録の制作費	
助成対象外	○団体自ら設置又は管理する会場の費用、団体職員の給与等、団体運営に要する費用 ○土地、建物等の不動産取得費 ○接待・交際費 ○有料配布するグッズ・パンフレット等作成経費 ○飲食に係る経費 ○レセプション・パーティー、打ち上げに係る費用 ○個人または団体の資産となりうる備品の購入費（例：楽器、音響機材、OA機器、工具、書籍等）	

※助成対象経費に計上できるのは、全て領収書で確認できるものに限りです。

※助成対象経費は、**華美・過大とならない経費**とします。

※1品2万円を超える物品の購入は、レンタル、リースによることが不可能であり、助成対象事業の実施に欠くことができないものに関して、事前に購入の相談があり、許可が出たもののみを対象とします。

※購入が認められた備品においては、5年間は処分が禁じられます。

※助成対象経費には、国、県、市もしくはその外郭団体から重複して助成を受けられません。

#### ・入場料や参加費等の収入について

助成金に頼らない、中川運河にぎわいゾーンでの活動が継続されることを目的に、1人あたりの入場料、参加費が2千円以内の金額であれば徴収可能とします。

総事業費のうち、助成対象経費から入場料や参加費等（以下入場料等）を差引いた金額の範囲内で助成します。

- (1) 入場料等の収入額が1回あたり10万円までのもの  
→ 減額しません
- (2) 入場料等の収入額が1回あたり10万円を超えるもの  
→ 「(入場料等の収入額－(10万円×回数)) / 2」を減額

なお、入場料等を徴収し、その1人当たりの入場料等が2千円を超えるものは、興業とみなし、本助成の対象外とします。

※事業実施後、入場料等収入の総額が申請時の金額を下回った場合でも、助成金額を増額することはありません。  
※入場料等を徴収した場合は、事業実施後に参加人数がわかる根拠資料（参加名簿、入場券の半券等）を提出してください。

### 3 助成金の交付

トライアル部門：原則後払いとし、希望する場合は中間払金を支払います。

プロジェクト部門：原則後払いとし、希望する場合は前払金および中間払金（以下前払金等）を支払います。

事業実施後は、最終的な収支に基づいて助成額を確定し、前払金等で支払った金額との差額分を支払います。

※事業実施後に確定する助成金額の方が、前払金等で支払った金額より少なかった場合は、差額分を返還していただきます。

前払金等は、次の(1)および(2)を請求できます。

#### (1) 前払金（プロジェクト部門のみ）

事業実施承諾書の通知を受けたあとに、助成対象経費のうち交付決定した助成額の2割を限度とした金額を、事業の開始前に請求することができます。

#### (2) 中間払金

トライアル部門：材料等購入後、対象経費についての中間払金の請求ができます。

プロジェクト部門：主たる事業の実施後に、中間払金を請求することができます。

※請求には領収書（原本）の提出が必要です。

※金額は、前払金と合わせて、助成額の6割を限度とします。

### 3. 申請について

#### 1 助成説明会

申請を考えている方を対象として、中川運河再生計画と助成制度についての説明会（質疑応答あり）を実施します。事前に電話で申込みのうえ、ご参加ください。

**日 時：平成29年11月29日（水）19時00分～20時30分**  
**場 所：名古屋都市センター14階 特別会議室（金山南ビル内）**  
**申 込：052-678-2214（名古屋都市センター 調査課）**

#### 2 事前相談

助成内容や申請書の書き方など、個別の相談については随時受付けています。事前相談は電話でも可能ですが、面談を希望する場合は事前に予約のうえお越しください。本助成に初めて応募される方は、事前の相談をお願いします。

**受付時間：火曜～日曜日 9時～17時（12時～13時を除く）**  
**場 所：名古屋都市センター13階（金山南ビル内）**  
**問合せ：052-678-2214（名古屋都市センター 調査課）**

#### 3 応募の受付・締切

次の書類を窓口に、持参ください（郵送不可）

提出日の3日前までに予約の上、申請者または書類を作成された方が持参してください。

- (1) 助成申請書（第1号様式）（団体は名簿を添付）
- (2) 事業提案書（第2号様式）
- (3) 添付資料（その他参考となるプレゼン資料または過去の事業実績、履歴などPR資料があれば添付）A4両面5枚まで

※(1)～(3)について、正本を1部、副本を6部、綴じないで提出してください。

※ホチキス、ファイル等の使用は不可

**受付時間：火曜～日曜日 9時～17時（12時～13時を除く）**  
**締 切：12月20日（水）17時 厳守（提出は、事前の予約が必要です）**  
**場 所：名古屋都市センター13階（金山南ビル内）**

※申請書類の不備等による修正を見越し、早めの事前相談を行うなど、余裕を持った期日での提出をお願いします。

※申請書等は、審査の重要な資料になります、締切後の書類の差替は受け付けません。

※提出された申請書類は返却しませんので、必ず写しを取り保管してください。

※この他にも必要となる書類の提出を求める場合があります。

## 4. 選考について

選考委員会にて審査・選考を行い、それを受けて名古屋都市センターが助成を決定します。

### 1 選考方法

〈第1次選考〉 書類選考 申請書類による事前審査

〈第2次選考〉 選考会 トライアル部門：面談

プロジェクト部門：提案発表及び面談

※審査（面談・提案発表）は非公開です。結果の公表は当日会場にて行います。

※当日の配布資料の持込みはできません。作品等については、持ち込みはできますが事前に連絡をしてください。

第1次選考の書類選考を通過した申請者は、第2次選考の選考会に出席し申請書類に基づいて、選考委員から面談を受けていただきます。（プロジェクト部門については、面談の前に事業の提案発表をしていただきます。）

**※申請者が、選考会当日、出席できない場合は、審査の対象としません。**

**※インターネットを用いた通信手段による、面談は不可とします。必ず会場にお越しください。**

#### 〈選考会〉

**日 程：平成30年2月11日（日）**

**場 所：名古屋都市センター14階 会議室（金山南ビル内）**

※時間等、詳細については、第1次選考を通過した申請者に、あらためてお知らせします。

### 2 審査基準

評価視点		内容
視点1	にぎわい	市民の中川運河への関心を高め、にぎわいの創出につながるか
視点2	芸術性	芸術性が高く、創造的で独自の視点をもつか
視点3	「場」を活かす	中川運河の場の特性を活かした内容か
視点4	実現性	実現可能な体制であり、予算、スケジュールが妥当であるか
視点5	地域への根付き	事業後も、地域への貢献・波及効果が期待できる活動で、「シビックプライド（街への誇り）」を育むか

**※視点5については、「プロジェクト部門」を対象とした審査項目とします。**

### 3 中川運河再生文化芸術活動助成選考委員会 委員（五十音順、敬称略）

江坂 恵里子	ユネスコ・デザイン都市なごや推進事業実行委員会プログラム・ディレクター
古池 嘉和	名古屋学院大学 現代社会学部現代社会学科教授
柴田 尊	名古屋港管理組合港営部次長
中藪 昭彦	名古屋市住宅都市局参事（開発・耐震担当）
茂登山 清文	名古屋芸術大学 芸術学部芸術学科教授
山本 さつき	美術批評家

※公正を期するため、委員が役員等を務める団体から応募があった場合には、当該委員は当該団体の審査からは除外します。

※委員に対し事前の働きかけがあった場合には失格とします。

## 5. 助成の決定後について

### 1 助成対象者説明会

助成対象者には、助成の手続き等についての説明会を実施し、併せて助成対象者間相互の連携を目的としたミーティングを行いますので、申請者が必ず出席してください。

**日 時：平成30年2月24日（土） 13時～15時（終了時間は予定）**  
**場 所：名古屋都市センター14階 会議室（金山南ビル内）**

### 2 助成者の義務

助成対象者には、下記の義務が発生します。

- (1) 事業計画書（企画内容詳細、開催日時、進行管理スケジュール、広報PR計画、位置図等を記載）事業にかかる経費の事業見積書、場所を借りる場合は敷地や建物の貸借契約書、所有者の使用許可証、その他事業開催にあたり許可を必要とする場合は許可を得ていることが確認できる書類を添えて、事業着手届（第4号様式）を提出すること。なお届出内容に変更があった場合は速やかに「事業変更申請書（第10号様式）」を提出すること
- (2) 助成の決定をした事業については、申請者名、事業名、概要等を名古屋都市センターのウェブサイトや広報誌で公開するため、開催日時について変更を行う場合は5月末までに報告すること
- (3) チラシ・ポスターなどの作成・配布、WEBサイト、SNS、地元広報紙への掲載、地元報道機関への協力依頼などを通じ、市民に向けて広く事業のPRをすること
- (4) チラシ・ポスターなどの作成・配布にあたっては、都市センターに事前に相談を行い一般配布の前に確認を受けること
- (5) チラシ・ポスターなどの配布物、事業実施場所に掲げる横断幕、のぼり等には、必ず、中川運河再生文化芸術活動助成を受けた旨の記載または、愛称・ロゴを表示し、第三者に提供する写真や映像および作品には最大限可能な範囲で表示を行うこと

例) 名古屋都市センター



中川運河助成 (ARToG10) の助成を受けた事業です。

- (6) 事業を行う際には地域への周知および理解を得て実施し、対応は責任をもって行うこと
- (7) 事業を行う際には事前広報はもちろん、現地においても実施場所の案内に努めること
- (8) 事業に対する地域・参加者の感想及び意見の集約に努め、事業実績報告書に反映させること
- (9) 事業実績報告書に加えて作品等の写真および映像など、実施した助成事業の内容をまとめ、記録したものを成果品として提出すること
- (10) 助成事業で作成した作品（成果物）及び、まとめとして提出された写真、映像の記録等の成果品について、名古屋都市センターが使用することを求めた場合は無償で応じること
- (11) 作品を譲渡または廃棄する場合は、事前に名古屋都市センターに連絡すること
- (12) 助成対象外の事業を合わせて実施する場合は、助成対象経費と領収書を明確に区分し、支出管理を行うこと

## 6. 助成の取り消しおよび助成金の返還について

次のいずれかに該当する場合は、助成決定の一部または全部を取り消し、既に交付のあった助成金の一部または全部を返還していただく場合があります。

- (1) 応募できる者に該当しないと判明した場合
- (2) 対象とならない事業を開催した場合
- (3) 提出された申請書・領収書などの内容が虚偽であった場合
- (4) 助成対象者が法令などに違反する行為を行った場合
- (5) 助成の対象となる事業を実施しないとき、または実施する見込みのない場合

## ■ 助成事業のスケジュール

項 目	時 期	備 考
助成説明会 助成等についての説明会	平成 29 年 11 月 29 日 (水) 19:00~20:30	募集の方針等、助成制度についての説明会を開催します。(要申込)
応募の締切 申請書等の提出 (窓口持参)	平成 29 年 12 月 20 日 (水) 17:00 厳守	様式は名古屋都市センターウェブサイトからダウンロードできます
第 1 次選考 書類選考	平成 30 年 1 月下旬	選考委員会による事前審査を行います
第 2 次選考 選考会	平成 30 年 2 月 11 日 (日)	書類選考を通過した申請者のみ、選考会に出席していただきます
助成対象者説明会	平成 30 年 2 月 24 日 (土)	助成対象者への説明とミーティング
事業着手届の提出 (窓口持参)	平成 30 年 3 月 30 日 (金) まで	* 事業計画書、事業見積書、施設管理者との貸借契約書、事業に係る許可書類等添付
開催・広報スケジュールの提出	着手届出時に詳細が決まっていな い場合は、5 月末に報告	全体広報を行うために報告 (様式自由)
—助成事業実施—		
事業実績報告書の提出 (窓口持参)	~平成 31 年 2 月末 (厳守)	提出期限に係わらず事業終了後、提出書類が整い次第電話予約のうえ提出。 * 成果物等の資料添付

## ■ お問い合わせ先

公益財団法人名古屋まちづくり公社  
名古屋都市センター 調査課

〒460-0023  
名古屋市中区金山町 1-1-1 金山南ビル 13 階

9 時~17 時 (12 時~13 時を除く)  
月曜休館日

TEL : 052-678-2214 FAX : 052-678-2211  
E-mail : artoc10@nup.or.jp

